

静岡空港供用規程に基づきインターネットによって公表する情報

2022年4月1日現在

1 空港機能施設事業の営業時間（空港供用規程第1条第2項関係）

(1) 旅客取扱施設（旅客ターミナルビル）の営業時間

午前6時40分から午後10時まで

(2) 貨物取扱施設（貨物上屋）の営業時間

午前9時から午後6時まで

(3) 給油施設の営業時間（航空機燃料のタンク搬入搬出及び航空機への給油可能時間）

午前6時から午後10時まで

※搬入搬出等の時間については、給油施設管理者及び給油ハンドリング業者と事前に調整すること

(4) 駐車場の営業時間（入出庫可能な時間）

午前5時30分から午後11時30分まで

2 空港が提供するサービスに係る施設（空港供用規程第3条第1号関係）

(1) 総合案内所

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/facility/service/guide/>

(2) C I Q

区分	組織等名称	電話番号
入国管理	出入国在留管理庁名古屋出入国在留管理局静岡出張所審査事務室	0548-29-2410
	出入国在留管理庁名古屋出入国在留管理局静岡出張所	054-653-5571
税 関	財務省名古屋税関清水税関支署静岡空港出張所	0548-29-2400
	財務省名古屋税関清水税関支署広域取締部門	054-352-6111
検 疫	厚生労働省名古屋検疫所静岡空港出張所	0548-29-2420
	厚生労働省名古屋検疫所清水検疫所支所	054-352-6012
植物防疫	農林水産省名古屋植物防疫所清水支所静岡空港出張所	0548-29-2430
動物検疫	農林水産省動物検疫所静岡出張所	0548-29-2440

(3) 宅配便／コインロッカー

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/facility/service/baggage/>

(4) 両替所／ATM

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/facility/service/exchange/>

(5) 貸会議室（多目的会議室）

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/facility/toll-facilities/>

(6) 車椅子等の貸出所

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/facility/service/disability/>

(7) インターネット環境

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/facility/service/internet/>

(8) 授乳室

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/facility/service/child/>

(9) レンタカー案内所

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/facility/service/transport/>

(10) 飲食店・物販店

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/enjoy/>

(11) 喫煙所

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/facility/service/other/>

(12) 展望デッキ

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/enjoy/play/>

(13) 空港が提供するその他のサービスに係る施設

ア 派出所

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/facility/service/guide/>

イ 免税店

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/enjoy/buy/duty-free/>

ウ ガソリンスタンド

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/access/gas-station/>

エ 自動体外式助細動器 (AED)

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/facility/service/guide/>

3 空港に関する情報 (空港供用規程第3条第2号関係)

(1) 地方管理空港運営権者

名 称	富士山静岡空港株式会社
住 所	静岡県牧之原市坂口 3336 番地 4
電 話 番 号	0548-29-2201

(2) 空港機能施設事業者

ア 旅客取扱施設

名 称	富士山静岡空港株式会社
住 所	静岡県牧之原市坂口 3336 番地 4
電 話 番 号	0548-29-2000

イ 貨物取扱施設

名 称	株式会社エスエーエス
住 所	静岡県牧之原市坂口 1250 番地 75
電 話 番 号	0548-29-2852

ウ 給油施設

(ア) 給油施設管理

名 称	富士山静岡空港株式会社
住 所	静岡県牧之原市坂口 3336 番地 8
電 話 番 号	0548-29-2121

(イ) 給油ハンドリング

名 称	株式会社エスエーエス
住 所	静岡県牧之原市坂口 1250 番地 75
電 話 番 号	0548-29-2852

エ 格納庫

(7)

名 称	フジビジネスジェット株式会社
住 所	静岡県牧之原市坂口 3520 番地 11
電 話 番 号	0548-29-2690

(イ)

名 称	静岡エアコミュータ株式会社
住 所	静岡県牧之原市坂口 3520 番地 11
電 話 番 号	0548-23-3170

(3) 駐車場管理者

- ア 設置：富士山静岡空港株式会社
- イ 管理：富士山静岡空港株式会社
- ウ 連絡先：富士山静岡空港株式会社 電話：0548-29-2000

(4) 乗入れ航空会社

定期便就航会社：次のHP

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/airport/useful/airlines/>

チャーター便運航会社：次のHP

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/airport/charter/>

(5) 路線・ダイヤ

ア 国内線

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/airport/domestic/>

イ 国際線

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/airport/international/>

(6) 給油施設が提供する燃料の種類等

- ア 燃料の種類 J E T A-1
- イ 給油の方式 レフューラー方式

(7) 着陸料等

- ア 着陸料

(ア) ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機

航空機の着陸1回ごとに次に掲げる額の合計額

<重量>

25 t 以下 1,100 円/t

25 t 超 100 t 以下 1,500 円/t

100 t 超 200 t 以下 1,700 円/t

200 t 超 1,800 円/t

<騒音値>

(離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値の相加平均値-83) × 3,400 円

(イ) その他の航空機

航空機の着陸1回ごとに次に定める額

・最大離陸重量が6 t 以下の航空機 1,000 円

・最大離陸重量が6 t を超える航空機

6 t 以下 700 円

6 t 超 590 円/t

イ 停留料

6時間以上停留する航空機について、停留時間24時間(24時間未満の端数があるときは、これを24時間として計算)ごとに次に掲げる額

(ア) 最大離陸重量が23 t 以下の航空機

3 t 以下 810 円

3 t 超 6 t 以下 810 円

6 t 超 23 t 以下 30 円/t

(イ) 最大離陸重量が23 t を超える航空機

25 t 以下 90 円/t

25 t 超 100 t 以下 80 円/t

100 t 超 70 円/t

※ 着陸料等の特例の詳細については、静岡空港管理規則を参照のこと。

(8) 旅客取扱施設利用料

設定していない

(9) 空港アクセス

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/access/>

(10) 駐車場

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/access/to-airport/parking/>

(11) 空港マップ(空港全体図・旅客ターミナルビル平面図)

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/about-airport/terminal-build/>

(12) バリアフリー情報

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/support/faq/barrierfree/>

(13) 利用者の意向を反映する仕組み

・総合案内所での御意見の受付

・富士山静岡空港株式会社への電話連絡による受付

#### 4 地震災害等の緊急時に提供するサービス等（空港供用規程第3条第3号関係）

##### (1) 非常食等・飲料水及び毛布の供与又は貸与

- ・非常食等：2,700食
- ・飲料水の供与：500ml×2,700本
- ・被服、寝具の供与又は貸与：災害等対応用毛布200枚

##### (2) その他、状況に応じた物質・サービス等の提供

- ・マンホールトイレ：3台
- ・携帯トイレ2,000セット

なお、大規模災害時には、空路を活用した広域的な災害応急活動の拠点として使用する計画としている。